広島県公安委員会告示第83号

次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）第６条に定める技術上の規格に適合していると認めるので，規則第９条第１項の規定により告示する。

平成29年11月２日

広島県公安委員会
委員長　深　田　成　子

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名（住所）	製造業者名（住所）
7P1298	告示の日（平成29年11月２日）から３年間	ぱちんこ遊技機	CRストライクウィッチーズWCA	株式会社三洋物産 代表取締役　金沢　全求 （愛知県名古屋市千種区今池三丁目９番21号）	左同
7P1170	同上	同上	CR猪木6H1BZ8A	株式会社アムテックス 代表取締役　石井　義郎 （群馬県伊勢崎市香林町二丁目1818番地）	左同
7S1191	同上	回胴式遊技機	乙女マスターズ空を翔る白き軌跡/S1	株式会社オリンピア 代表取締役　兼次　民喜 （東京都台東区東上野一丁目16番１号）	左同